

報道機関各位

## 建設業者等に対する指名停止措置について

山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている下記業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 事実概要

株式会社東部電気は、令和8年2月25日に代表者を変更したにも関わらず、令和8年3月12日に公告を行った山形県県土整備部下水道課発注工事において、県に変更届を提出せず、令和8年3月17日に旧代表者名で一般競争入札参加資格確認申請書を提出したため、入札参加資格を有しない者の行った入札参加となった。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第1号（虚偽記載）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

#### 2 指名停止業者

名称	住所	業者番号
株式会社東部電気	山形県山形市大字十文字字大原890	06100872

#### 3 指名停止の期間

令和8年4月21日から令和8年5月20日まで（1か月）

#### <参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱  
別表 指名停止基準第1号（虚偽記載）

指名停止事由
1 競争入札参加資格審査申請における当該申請書及び添付書類（知事が必要と認めた書類を含む。）又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。

（問合せ先）建設企画課 課長補佐 黒田  
電話 023-630-2630  
広報監 県土整備部次長 牧野